

令和6年第7回稲城市教育委員会定例会

1 令和6年7月9日、午前9時30分から、消防署講堂において、令和6年第7回稲城市教育委員会定例会を開催する。

1 出席委員は、次のとおりである。

杉本 真紀子（教育長）

吉田 伸幸

三戸 美代子

北川 英一

白井 妙子

1 出席説明員は、次のとおりである。

教育部長 佐藤 知子

教育指導担当部長 岸 知聡

教育総務課長 涌田 恵一郎

学務課長 佐藤 由美子

指導課長 長澤 慎哉

生涯学習課長 工藤 紀

学校給食課長 中島 英

図書館課長 久野 由人

1 職務のため出席する職員は、次のとおりである。

教育総務課教育総務係長 古川 直広

教育総務課教育総務係 加藤 千佳

1 会議に付された事項は、次のとおりである。

(1) 日程第1 会議録署名委員の指名

(2) 日程第2 会期の決定

(3) 日程第3 教育行政報告

(4) 日程第4 第1号請願

「2025年度使用中学校教科書の採択に関する請願」

(5) 日程第5 第31号議案

「稲城市立小学校学校運営協議会委員（令和6年度）の解任及び任命について」

(6) 日程第6 第32号議案

「稲城市社会教育委員（令和6年度）の解職及び委嘱について」

- (7) 日程第7 第33号議案
「稲城市指定文化財の指定に係る諮問について」
- (8) 日程第8 報告事項

教育長 ただ今から、令和6年第7回稲城市教育委員会定例会を開催いたします。
それでは、日程第1 本日の「会議録署名委員」についてお諮りいたします。
会議録署名委員については、教育長指名といたしたいと思っております。ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

教育長 ご異議なしと認めます。よって、本日の会議録署名委員は、三戸委員に
お願いいたします。
次に、日程第2「会期の決定」についてお諮りいたします。本定例会の
会期は、本日1日とすることにご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

教育長 ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日と決しました。
次に、日程第3「教育行政報告」です。教育行政報告につきましては、
各課長より報告いたします。

[教育行政報告]

- 教育総務課長
- 1 稲城市の教育「イエール」の発行 6月15日号(第1号)について
 - 2 教育委員会後援名義について
- 学務課長
- 1 学校教育法施行令第20条に基づき通知された児童・生徒数について
 - 2 第6回稲城市立学校適正学区等検討委員会について
 - 3 学校給食費未納者への対応について
 - 4 令和6年度児童・生徒数・学級数(6月1日現在)について
- 指導課長
- 1 担当者事業について
 - 2 推進事業について
 - 3 研修事業について
 - 4 学校訪問事業について
 - 5 その他について
 - 6 教育センター関係について

- 生涯学習課長
- 1 社会教育委員関係について
 - 2 社会教育活動の振興について
 - 3 芸術文化活動の振興について
 - 4 文化財の保護と普及について
 - 5 生涯学習推進事業について
 - 6 放課後子ども教室参加状況（5月分）について
 - 7 公民館主催事業の実施状況について
 - 8 i プラザの主な主催事業の実施状況について
- 学校給食課長
- 1 学校給食野菜に関する圃場見学会について
 - 2 第1回多摩地区学校給食共同調理場連絡協議会献立研究部会について
 - 3 施設見学について
 - 4 試食会について
- 図書館課長
- 1 市主催事業について
 - 2 中央図書館主催事業（SPC運営）について
 - 3 分館主催行事について
 - 4 城山体験学習館の主な事業について
 - 5 学校との連携について

教 育 長 教育行政報告が終わりました。

 それでは、日程第4 第1号請願「2025年度使用中学校教科書の採択に関する請願」を議題といたします。

 本件につきましては、稲城市教育委員会会議規則第31条に基づき、委員会は、請願書を受理したときに、慎重かつ迅速に検討してその結果を教育長を経て請願者に通知する必要があることから議題とするものです。

 請願内容につきましては、教育総務課長より読み上げます。

教育総務課長 それでは、請願内容を読み上げさせていただきます。サイドブックス第1号請願をお開きください。

 2024年6月17日。こちら日付の修正が入っていますが、請願を提出された請願者の方に、提出日時点で日付を本人に修正していただいております。

 稲城市教育委員会教育長杉本真紀子様。教科書問題を考える稲城市民の会事務局。氏名、住所、電話番号については割愛させていただきます。

2025年度使用中学校教科書の採択に関する請願
（請願項目）

- 1 憲法の国民主権、基本的人権、平和主義にもとづき、稲城平和都市宣言を尊重した教科書を採択してください。特に社会科歴史・公民については慎重な検討を求めます。
- 2 道徳については「心の押し付け」にならないよう慎重な検討を求めます。
- 3 採択を公平・公正に実施するには、公開性、透明性が不可欠です。そのため、学校からの意見の自由記述、採択に際しての市民アンケートの概要報告、教育委員の出版社名を挙げての発言、記名投票を求めます。
- 4 教科書採択の現行制度を改め、既に国際標準とされているように、教員による採択制度とするよう文部科学省、東京都教育委員会に申し入れるよう求めます。
- 5 稲城市教育委員会の責任において、2025年度使用の中学校教科書について主体的な検討を加え、過大かつ高度な教育内容や教育格差の拡大等の重大な問題点を明らかにするよう求めます。
- 6 採択の教育委員会では、傍聴者に出版社一覧を配布するよう求めます。
(請願理由)

- 1 社会科の歴史・公民教科書の一部には、明治以降の戦争や植民地獲得、支配について歴史事実をゆがめ正当化するもの、また、大日本帝国憲法を美化し、日本国憲法の制定過程をゆがめ日本国憲法の価値をおとしめているものがあります。文部科学省も稲城市教育委員会も当然、日本国憲法擁護の義務を負っています。検定を通過しているから全て平等という安易な姿勢ではなく、自らの責任で憲法の本質にもとづいた採択を求めます。
- 2 日本弁護士連合会は「道徳」について「国家が肯定する特定の価値を児童生徒に強制する結果になる危険性があり、ひいては、憲法、子どもの権利条約が保障する個人の尊厳、思想・良心の自由、意見表明権等を侵害するおそれがある」と述べています。
- 3 各学校の教員に意見を求めています。報告について「批判的記述」を禁止したり、様々な項目を羅列したり無意味な制限は全く不要です。総合的かつ本質的な分析（自分が授業するのに適する教科書か）によって評価するという複雑な作業については自由記述とするべきです。また、それは採択以前に公開されるべきです。
- 4 ILO・ユネスコは、既に1966年に「教員の地位に関する勧告」で「教員は、教材選択と採用、教科書の選択、教育方法の採用等について主要な役割が与えられるべきである」と述べています。実際、東京都では2001年までは、各教科の教員による投票で採択していました。そもそも11(10)教科×3学年×出版社数分の教科書を各委員が精査するのは非常に困難なことではないでしょうか。

5 学習指導要領の改訂により「主体的・対話的で深い学び」（アクティブラーニング）が導入され、ページ数が増え、内容も高度化しさらにQRコンテンツも増えています。超多忙な教員にとっても、生徒にとっても大きな負担となり、授業の理解に大きな格差が生じることが危惧されています。単なる採択としてではなく、稲城の中学生に直接責任を負う立場での積極的な検討を求めます。

以上でございます。

教育長 それでは、これより質疑に入ります。本請願につきましては、請願項目が6項目に分かれておりますので、項目ごとに審議したいと思います。

まず、請願項目1について、質疑、ご意見等がありましたらお願いいたします。

北川委員。

北川委員 請願項目1についてですけれども、憲法や稲城平和都市宣言、これを尊重した教科書採択は大前提で行われていると考えています。以上です。

教育長 そのほかいかがでしょうか。

吉田委員。

吉田委員 私も北川委員と同じ考えです。また、どの教科についても憲法の趣旨にのっとり教育目標を達成するため、教科書の調査研究は十分に行われていると思います。その考え方の下、前回も教科書採択が行われたと思いますが、いかがでしょうか。

教育長 指導課長。

指導課長 前回の教科書採択において、稲城市立小中学校教科用図書採択についての方針に基づき、①生命や自然の尊重、環境の保全、②伝統と文化の尊重、③我が国と郷土を愛し他国を尊重、④国際社会の平和と発展に寄与の4項目に留意することとしております

教育長 吉田委員。

吉田委員 教科書採択について、憲法や稲城平和都市宣言の考え方は取り入れられていると思います。また、請願項目1について、「特に社会科歴史・公民について、慎重な検討を求めます」とありますが、請願項目にある教科のみ他と比較して慎重に検討すべき性質のものではないと考えます。

教育長 そのほかいかがでしょうか。請願項目1ですけれど、ほかに質疑、ご意見はありませんか。

(なしの声あり)

教育長 それでは、次に請願項目2について、質疑、ご意見等がありましたらお願いいたします。

三戸委員。

三戸委員 請願項目2に「道徳については『心の押し付け』にならないよう慎重な検討を求めます」とあり、このことは当然のことと認識しておりますが、改めて特別の教科道徳の目標とはどういったものでしょうか。

教育長 指導課長。

指導課長 特別の教科道徳の目標につきましては、中学校学習指導要領に、「よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、『道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を広い視野から多面的・多角的に考え、人間としての生き方についての考えを深める学習』を通して、『道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる』と示されております。

教育長 三戸委員。

三戸委員 ありがとうございます。生徒が一人一人道徳的な判断を行うということができるよう目標だということが分かりました。したがって、請願項目にあるような、「心の押し付け」になるような指導や教科書の内容を取り扱うというのは、改めて望ましくないというように考えました。ありがとうございます。

教育長 請願項目2について、ほかに質疑、ご意見はいかがですか。
白井委員。

白井委員 私も今の説明を伺って、教科用図書採択にあっても「心の押し付け」を行うような教科書ではなく、生徒が自己を見つめ物事を広い視野から多面的・多角的に考え、人間としての生き方についての考えを深めることができるような教科書を既に採択しているものと考えています。

教 育 長 ほかに請願項目2について、いかがでしょうか。

(なしの声あり)

教 育 長 それでは、次に請願項目3について、質疑、ご意見等がありましたらお願いいたします。

北川委員。

北川委員 請願項目3については、令和2年3月17日の教育委員会の請願審議の際に確認している内容であると思います。この点について、その後、教科書採択確認における状況というのはどういった案件でしょうか。

教 育 長 指導課長。

指導課長 令和2年3月17日の教育委員会の請願審議の際に確認している内容として、本教育委員会の教科書採択において、学校からの意見と自由記述については、既に取り組んでおります。採択に際しての市民アンケートの概要報告につきましては、教科用図書採択に当たり、より広い視野から意見を反映するという事で、広く市民の皆様から意見を収集することを目的に実施しているものでございまして、教科用図書採択における資料とするということで、教育委員会審査委員には提示がなされております。

「教育委員の出版社名を挙げての発言」につきましては、現状、教育委員会では各委員が自由に出版社名を挙げて発言しております。

教 育 長 教育総務課長。

教育総務課長 「記名投票を求めます」とありますが、採択に当たりましては稲城市教育委員会会議規則にのっとりまして、無記名の投票をしています。

教 育 長 北川委員。

北川委員 記名投票については、これまでの議案と同じく規則にのっとりまして無記名の投票で良いと思っています。

教 育 長 ご意見ということで。それでは、請願項目3について、ほかに質疑、意見はありますでしょうか。

(なしの声あり)

教育長 それでは、次に請願項目4について、質疑、ご意見等がありましたらお願いいたします。

吉田委員。

吉田委員 請願項目4について、教科書採択の国際標準というものはあるのでしょうか。

教育長 指導課長。

指導課長 請願項目4につきましては、教科書採択についての国際標準というものが無いことを確認しております。

教育長 吉田委員。

吉田委員 教科書採択について、国際標準がないということは分かりましたので、今回の採択方針のとおりに進めていただいてよいかと考えます。

教育長 請願項目4について、ほかに質疑、ご意見はありますでしょうか。

(なしの声あり)

教育長 それでは、次に請願項目5について、質疑、ご意見がありましたらお願いいたします。

三戸委員。

三戸委員 請願項目5の中に、「過大かつ高度な教育内容や教育格差の拡大等の重大な問題点を明らかにするように求めます」というようにございます。今回の教科書に関して、「過大かつ高度な教育内容」というのは認められるのでしょうか。

教育長 指導課長。

指導課長 令和7年度使用の教科書につきましては、令和3年度から使用している教科書と同様に、現行の学習指導要領に基づいた内容となっております。また、調査研究委員会の報告書からは、過大かつ高度な教育内容になっているという報告はございません。

教育長 請願項目5について、ほかに質疑、ご意見はありますか。

(なしの声あり)

教育長 それでは、次に請願項目6について、質疑、ご意見等がありましたらお願いいたします。

白井委員。

白井委員 請願項目6について、「採択の教育委員会では、傍聴者に出版社一覧を配布するよう求めます」とありますが、本教育委員会の傍聴に関する資料の取り扱いについて確認させてください。

教育長 教育総務課長。

教育総務課長 教育委員会の傍聴につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の教育委員会の会議を公開するの規定に基づきまして、稲城市教育委員会会議規則及び稲城市教育委員会傍聴人規則を定め運用を行っております。

傍聴者への資料につきましては、非公開審議を除き、教育委員会に上程を行っている議案及び議案資料と同内容のものを傍聴者向けの資料として閲覧を行うことができるようにしております。

教育長 白井委員。

白井委員 ありがとうございます。出版社名一覧については、文部科学省のホームページで確認ができること、また傍聴者向けの資料については教育委員会で審議されるほかの議案と同様に審議で用いられる資料のみをご覧いただくという考え方が良いのではないかと思います。

教育長 ほかに質疑、意見はありますか。請願項目6について、いかがでしょうか。

(なしの声あり)

教育長 それでは、ほかに質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

(暫時休憩)

教 育 長 再開いたします。
それでは、これより賛成意見をお願いいたします。

(なしの声あり)

教 育 長 意見がないようですので、以上で賛成意見を終結いたします。
続きまして、反対意見をお願いいたします。

(なしの声あり)

教 育 長 特にないようですので、これより第1号請願「2025年度使用中学校教科書の採択に関する請願」を採決いたします。
本請願について、採択することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手する者なし)

教 育 長 挙手ありません。よって、第1号請願は不採択となりました。
次に、日程第5 第31号議案及び日程第6 第32号議案を議題といたします。
第31号議案及び第32号議案は人事案件であることから非公開といたしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

教 育 長 ご異議なしと認めます。よって第31号議案及び第32号議案は非公開審議といたします。
これより非公開審議に入りますので、関係者以外の退席を求めます。
暫時休憩いたします。

(暫時休憩)

※傍聴者及び指導課長以外の課長退席

(これより第31号議案及び第32号議案は非公開審議)

非公開審議

(これにて第31号議案及び第32号議案の非公開審議は終了)

(暫時休憩)

※傍聴者及び職員入室

教 育 長 再開いたします。

これより、第31号議案「稲城市立小学校学校運営協議会委員（令和6年度）の解任及び任命について」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

教 育 長 挙手全員であります。よって、第31号議案は原案のとおり可決いたしました。

次に、第32号議案「稲城市社会教育委員（令和6年度）の解職及び委嘱について」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

教 育 長 挙手全員であります。よって、第32号議案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第7 第33号議案「稲城市指定文化財の指定に係る諮問について」を議題といたします。

本案は、稲城市文化財保護条例第39条の規定に基づき稲城市指定文化財の指定について、稲城市文化財保護審議会に諮問する必要があるため、提出するものです。詳細につきましては、生涯学習課長より説明いたします。
生涯学習課長。

生涯学習課長 それでは、第33号議案をご説明させていただきます。

まず、8ページの議案概要説明書をご覧ください。

議案番号第33号、稲城市指定文化財の指定に係る諮問についての概要です。

稲城市の区域内に存する文化財のうち、市にとって重要な文化財について、指定文化財にしております。文化財の指定につきましては、その保存及び活用のため必要な措置を講じ、もって市民の郷土に対する認識を高めるとともに、文化的向上に資することを目的としております。

稲城市文化財保護条例第39条の規定では、市指定有形文化財等の指定に

についてはあらかじめ審議会に諮問しなければならないとしており、この規定に基づき、下記の文化財2件を、市指定有形文化財に指定することについて稲城市文化財保護審議会に諮問するために、本案を提出させていただくものでございます。

指定文化財の候補です。

瓦谷戸窯跡、昭和31年度出土品です。

もう1点が、十三仏板碑です。

参考として、稲城市文化財保護条例を記載させていただきました。

審議会への諮問です。第39条により、教育委員会は次に掲げる事項については、あらかじめ審議会に諮問しなければならない、となっております。

今回は、こちらの(1)と(4)に該当しています。

(1)が市指定有形文化財の指定及びその指定の解除、また(4)が市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財の指定及びその指定の解除となっております。

概要につきましては、以上です。

続きまして、資料を少し戻っていただき、4ページをお開きください。

こちらで今回の指定文化財の候補について、ご説明させていただきます。

初めに、瓦谷戸窯跡、昭和31年度出土品についてです。

文化財の内容といたしましては、瓦谷戸窯跡の昭和31年度実施の発掘調査出土品です。年代は、奈良時代と推定されております。員数につきましては37点です。種別は有形文化財(考古資料)となっております。

続きまして、指定理由です。大丸の瓦谷戸窯跡は、奈良時代の武蔵国分寺用の瓦を生産する窯跡として、既に江戸時代の地誌等にも紹介され、知られていた遺構です。昭和31年度に初めて学術的な発掘調査が実施され、瓦窯跡2基が発見されたものです。この調査により、武蔵国分寺の創建期と武蔵国府に供給された瓦と塼、塼というのは焼き物のブロック状のものですが、こちらが生産された遺跡であることが判明しております。

本資料につきましては、平瓦、丸瓦、軒丸瓦、熨斗瓦、隅切瓦、面戸瓦、方形塼、須恵器で構成されており、奈良時代の武蔵国分寺、国府の造営と瓦の生産状況を解明する資料として重要であるため、指定候補とするものです。

なお、こちらについては、同様の一つの包蔵地の中に都の指定もありますが、そちらにつきましては、後ほど別の資料に合わせて説明させていただきます。

所有者は、稲城市教育委員会です。保管場所としましては、稲城市郷土資料室で保管させていただいているものです。

続きまして、十三仏板碑について、ご説明させていただきます。一つ下の四角のほうに移ってください。

文化財の内容です。室町時代の十三仏信仰によって作られた十三仏板碑です。年代としましては、文明年間15世紀後半ではないかと推定されております。員数につきましては、1基となっております。種別につきましては、有形民俗文化財です。

指定理由です。板碑は鎌倉時代から安土桃山時代にかけて、板状の石材で作られた供養塔で、死者の供養や後世の安楽を願って建てられたものです。稲城市では現在260基余りの板碑が確認されております。十三仏板碑につきましては、五如来、七菩薩、一明王、合計で13となりますが、そちらを信仰する十三仏信仰によって作られた板です。現在確認されている中世の板碑史料の中でも類例が少なく貴重な歴史資料であるため指定候補とするものです。

口頭ですが、こちらの説明を追加させていただきます。こちらにつきましては、本板碑には同一時期というものを示す、何年に作りましたというような紀年銘はありませんが、天蓋とか三具足ということで香炉や燭台、花瓶等の彫り込みがされており、そちらの状態から文明年間頃ではないかと推定されているものです。

十三仏の趣旨ということで、十三仏の内容ですが、虚空蔵菩薩、金剛界大日如来、胎蔵界大日如来、阿弥陀如来、勢至菩薩、観音菩薩、薬師如来、弥勒菩薩、地藏菩薩の順で九仏が現存しております。後ほど写真でご覧いただく際にまた説明させていただきますが、ここに九仏までが彫り込まれていますが、十三仏ですので、本来はその下にもう四仏あるんですけど、そちらの普賢菩薩、文殊菩薩、釈迦如来、不動明王の四仏については、欠損してしまっている状況で、そのような文化財となっております。

続きまして、所有者は稲城市教育委員会で、保管場所につきましては先ほどと同じく稲城市郷土資料室となっております。

それでは、次のページの資料をご覧ください。

こちらが指定文化財の一覧です。先ほどの説明の中で触れさせていただいた瓦谷戸窯跡の出土品の中で、東京都でも指定がありますと説明したものが、この資料から見ていただけます。

東京都指定のナンバー8をご覧ください。こちらに瓦谷戸窯跡群出土遺物ということで、こちらは都指定の有形文化財となっております。員数としては804点です。所有者は稲城市教育委員会でして、こちらは平成10年の東京都主導で行った大規模発掘があるわけですが、そちらを受けて平成18年3月16日に市指定を待たずに一気に都指定からスタートしたという珍しい形で都の指定文化財となっているものです。

続きまして、次のページの資料をご覧ください。

こちらが実際の瓦谷戸窯跡、昭和31年出土品となっております。このようなものが実際に出ているという状況です。

続きまして、7ページに進んでください。

こちらが十三仏板碑の現物の写真となっています。少し拡大していただきますと、梵字が彫られている様子がお分かりになると思います。こちらの梵字の数が十三仏には少し足りません。要は九仏というか9か所までということになっているわけですが、残りの四仏については下の部分、折れてしまった部分に本来は彫られていたであろうというようになっています。

それでは、指定文化財候補のご説明につきましては、以上となります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

教 育 長 暫時休憩します。

(暫時休憩)

教 育 長 再開します。
生涯学習課長。

生涯学習課長 説明が漏れておりました。2ページにお戻りください。

先ほど、ご説明申し上げました指定文化財の候補につきまして、それぞれ稲城市文化財保護審議会に、2ページ、3ページにございます諮問書をもって、指定文化財として適当であるかどうかということについて諮問させていただきたいと考えております。内容等の説明につきましては、先ほどと重複しますので省かせていただきますが、答申の期日につきましては、こちらに記載されておりますのでご説明いたします。

令和6年10月31日、こちらを答申の期限ということで諮問させていただきたいと考えています。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

教 育 長 以上で提案理由の詳細説明が終わりました。これより質疑をお願いいたします。
吉田委員。

吉田委員 資料の中の十三仏板碑ですが、大きさの記載がなかったように見受けられますけど、どのぐらいの大きさなのでしょう。

教 育 長 生涯学習課長。

生涯学習課長 高さは71センチとなっています。幅は31センチです。ただ、こちら下部を欠損しておりまして、下があったらどのぐらいの大きさだったのかは分

からないですけれども、現存している部分については申し上げた大きさに
なっております。

以上でございます。

教 育 長 吉田委員。

吉田委員 分かりました。ありがとうございます。下の部分の四仏がまた気になる
ところではありますが、大変貴重なものだと思います。

教 育 長 そのほか質疑等がありますでしょうか。

私から2点確認させてください。

まず、瓦谷戸窯跡につきましては、昭和31年度に出土したものと平成10
年に出土したものとがあるというお話でしたけれど、今回、諮問の対象と
して提案しているものは東京都の指定からは外れている、全く別のもの
という理解でいいかの確認をさせてください。

もう1点、十三仏板碑につきましては、現在、稲城市郷土資料室で保管
しているということですが、これは稲城市の指定文化財になる可能性
があるとなりますと、稲城市に由来があるということが必要なわけですが、
郷土資料室に来ることになるその前の経緯等分かりましたら、そこをお示
してください。

教 育 長 生涯学習課長。

生涯学習課長 まず、都の指定文化財になっていないものなのか、ということですが、
おっしゃるとおり都の指定されているものとは別のもの、いわゆる平成10
年度に都が主導的に実施いたしました発掘調査において見つかった部分の
員数804点については18年度にそのまま指定して、その前に稲城町で発掘し
た昭和31年度の出土品についてはその際の指定から漏れている、まだ都の
指定がなされていない状況です。今回は、まず稲城市の指定文化財にこち
らをさせていただき、市からの推薦というイメージになろうかと思いますが、
都に対して都の指定文化財としてこれは適当ではないですかというよ
うなお声がけをする。これにより、前のものといずれは一緒に、一体の
ものとして指定してもらおうということも可能だそうですので、このような
ことも視野に入れながら、まずは重要なものであるということで、市の指定
とさせていただきたいと考えているものです。

続きまして、十三仏板碑について、どのような経緯で市の所蔵となっ
たのか、というご質問をいただきました。

こちらにつきましては、平成6年度発行の石造物と信仰という資料がご

ございます、そちらの中の記述になりますが、この文化財の入手元は中学校の生徒で、この生徒が押立地区で見つけてきたと伝えられています。そういった形で持ってこられたもので、厳密にいうと、板碑がどこにあったのかは押立地区ということ以外に詳細は分かっておりません。押立地区で中学生が見つけた、これは重要なものではないだろうかということで、当時の教育委員会に寄贈したという記録が残っているというものです。

以上でございます。

教 育 長 ほかに質疑等がありますでしょうか。

(なしの声あり)

教 育 長 ほかに質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。
これより、第33号議案「稲城市指定文化財の指定に係る諮問について」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます

(挙手全員)

教 育 長 挙手全員であります。よって、第33号議案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第8 報告事項です。本日の報告事項は1件です。

それでは、報告事項1「稲城市立学校の学区域のあり方に関する検討結果報告書について」を学務課長より、説明をお願いいたします。

学務課長。

学務課長 タブレットの資料の報告事項1をご覧ください。

それでは、令和6年6月12日付で、稲城市立学校適正学区等検討委員会から教育長へ、稲城市立学校の学区域のあり方に関する検討結果報告書が提出されましたので、その概要について資料に沿ってご報告させていただきます。

まず初めに、稲城市立学校適正学区等検討委員会による検討結果の報告について、1ページ、2ページに、検討事項、検討経過、検討結果について記載しております。

まず、1ページの「1 検討事項」として、稲城市立学校の学区域のあり方に関する事項をご検討いただきました。

次に、「2 検討経過」です。市立学校の学区域のあり方に関する事項について検討いただくに当たり、学校教育に関し識見を有する者、市立小学

校長、市立中学校長、市立小学校PTA役員、市立中学校PTA役員、各種団体代表者、稲城市民、市職員、計12人で構成する稲城市立学校適正学区等検討委員会を設置し、令和5年5月31日に教育長から稲城市立学校適正学区等検討委員会へ市立学校の学区域のあり方に関する事項について、検討の依頼をいたしました。

適正学区等検討委員会の中間報告では、中学区域の変更が想定される地域として三つの地域が示されました。この三つの地域では、それぞれの対象校の小中学校長、PTA役員、自治会、青少年育成地区委員会役員によって構成されます稲城市立学校学区変更検討会を三つ設置し、令和5年度にそれぞれ3回ずつ学区検討を行っていただきました。この検討経過につきましては表の右側「内容」の欄に、設置した組織並びに委員の構成につきましては、下段の米印のところに記載しています。

稲城市立学校学区変更検討会の参加者については、二小学区を中心とした記載のとおり委員計10名、城小学区では記載のとおり委員の計12名、六小学区につきましては記載のとおり計10名で検討を行っていただきました。

次に、2ページ目の「3 検討結果」です。

こちらにつきましては、3ページ、4ページの検討地域を図示したものと併せてご説明させていただきたいと思えます。この3ページ、4ページをまずご覧になりながら説明を聞いていただけたらと思えます。

まず3ページの「4 検討地域」の(1)第二小学校区・長峰小学校区・若葉台小学校区の部分です。こちらにつきましては、現在、第二小学校の区域の地域について、現状の通学区域を維持した場合、稲城第二小学校は将来的に普通教室が不足することが想定されました。このことから、青色で囲まれている斜線が網かけになっている部分を①第二小学校区から若葉台小学校区へ変更することが適当ではないかという検討がなされました。

次に、緑色で囲まれている斜線が網かけになっている部分を②第二小学校から長峰小学校へ変更することが適当ではないかという検討がされました。

3番目に、③に記載している部分が青色で囲まれておりますが、こちらにつきましては斜線がなされておりません。こちらは現状のまま第二小学校区とし、若葉台小学校区についても選択ができる部分としています。

このことについてご説明申し上げます。

「第二小学校区から長峰小学校区、または若葉台小学校区への編入につきましては、上谷戸地区における若葉台一丁目、鶴川街道に隣接する若葉台二丁目、上谷戸川以南かつ鶴川街道両区の坂浜地区は第二小学校区から若葉台小学校区へ編入すべきである。若葉台一丁目については、若葉台小学校と長峰小学校のいずれかを選択できる地域とすることが望ましい。

上谷戸川以北かつ鶴川街道以北の坂浜地域については、第二小学校区から長峰小学校区へ編入するべきである。東京都立若葉総合高等学校以北における開発地域については、若葉台小学校を選択できる地域にすることが望ましい。」

こういった検討結果が示されました。

次に、図示で示されている（２）をご覧ください。

こちらにつきましては、今後、城山小学校の全児童数が100人を割り込むことが想定されることから検討対象となった地域です。

図示で示されている青色の部分を「向陽台小学校区から城山小学校区へ変更すること」、緑色の上のほうに少し小さく斜線が網かけされている部分があるかと思いますが、「②第三小学校区から城山小学校区へ変更をすること」、こういった検討がなされました。

②の緑色の部分、第三小学校区から城山小学校区への編入につきましては、大丸地区の広い範囲で検討いただいたところではありますが、大丸の自治会の役員の方々、市民の方々から大丸地域はそのまま三小に行くということが望ましいのではないかというご意見を踏まえまして、現時点においてこの緑色で囲まれている部分には城山小学校区へ区域外変更して通っている子がおりましたので、実態に即した変更という検討がなされました。

以上が、検討会から報告が出されたものになります。向陽台小学校区及び第三小学校区から城山小学校区への編入につきましては、

「向陽台二丁目を城山小学校区へ編入する必要があるが、向陽台小学校への選択ができる地域とすることが望ましい。また、市は住民に対し、丁寧な説明に努めることが必要である。第三小学校区である大丸864番地から大丸861番地までを城山小学校区へ編入すべきである。」

との検討結果でした。

なお、この向陽台二丁目の部分につきましては、城山小学校が開校した平成2年時、それから検討結果で平成24年度、この2か年にわたりまして、近隣に大きなマンションが建ったこと等により、向陽台小学校と城山小学校への編入が二度にわたって変更されたことがあったので、今の実態について住民に丁寧に対応していただきたいというご意見がありました。

最後に、（３）につきましては、稲城第四小学校がほとんどの児童が稲城第一中学校へ進学する中、一部稲城第四中学校へ進学する地域があります。このことについて、市民の方々からも一緒に通う友達が少ないことから、区域外就学をして稲城第一中学へ編入しているといった実態がありまして検討していただいたところでした。

検討結果につきましては、そういうことであるならば、第六小学校区から第四中学校区へ行く児童数を増やした区域に変更することでどうだろうかという結果が、この図のとおりになります。

①の第四小学校区から第六小学校区への変更、こちらが緑色の部分です。次に、青色の部分につきましては、現在第六小学校区であり、第一中学校区へ通っている区域ですが、こちらについては第一中学校区から第四中学校区へ変更するというものです。

検討結果を読み上げます。

「第四小学校区、第六小学校区、第一中学校区及び第四中学校区についての総合的な検討につきましては、第六小学校の東長沼地区を稲城大橋まで広げ、第四小学校、第六小学校区へ編入するべきである。また長沼駅で区切られた第四中学校区を川崎街道まで広げるべきである」との検討結果でした。

ただし、「通学区域変更に係る児童の負担軽減には十分に考慮した経過措置に努める必要がある」ということであります。

なお、「中学区域の変更を行うに当たり、必要な経過措置を設けるとともに、対象地域の児童の保護者に対しては、早期の事前周知を図った上、実施時期についてはこれら就学する児童のことを考慮し、令和7年度の実施に努めるべきである」という検討結果でした。

最後に、「5 検討の主な予定」です。

令和6年8月に住民説明会を実施する予定です。その後、9月に教育委員会において、稲城市立学校の通学区域に関する基本方針を策定し、令和6年10月頃に稲城市教育委員会及び福祉文教委員会へご報告し、令和7年度に実施する予定といった流れで進めてまいりたいと考えています。

今回のご説明させていただきました内容につきましては、検討委員会からの報告についてご報告申し上げるものであり、現時点において教育委員会で決定しているものではないということであります。

次のページの表題、稲城市立学校の学区域のあり方に関する検討結果報告書、こちらにつきましては、1ページから15ページにわたり、稲城市立学校適正学区等検討委員会の報告書がまとめられています。

資料の最後に参考として、現時点における稲城市の区域図をお示ししています。

学務課からの報告は以上でございます。よろしくお願いいたします。

教育長 以上で報告事項1「稲城市立学校の学区域のあり方に関する検討結果報告書について」の詳細説明が終わりました。

これより、質疑をお願いいたします。よろしいでしょうか。

(なしの声あり)

教育長 それでは、特に質疑はないようですので、以上で質疑を終結いたします。

以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。
これにて閉会といたします。

(午前10時44分閉会)